

鴨池公園水泳プール水球システムのリース契約に係る入札仕様書

本仕様書は、鴨池公園水泳プールに設置する水球システムのリース契約に関し、必要な事項を定めるものである。以下、水球システムとは、本契約によって設置する水球システムをいう。

1 業務名

鴨池公園水泳プール水球システムリース契約

2 業務の目的

現在、設置されている水球システムは、競技ルールの改定により使用不能となっているため、最新の競技ルールに対応した機器へ更新することを目的とする。

3 リース期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

4 契約の内容

- (1) 既存機器の撤去
- (2) 新規機器の導入・設置
- (3) 機器のリース（別紙「機器仕様書」のとおり）
- (4) 競技規則等改定への対応

5 設置場所

鴨池公園水泳プール（鹿児島市鴨池二丁目31番3号）

6 入札について

- (1) リース期間を60月として1月あたりの金額を算定し、1月分のリース料を見積もることとする。ただし、消費税相当額及び地方消費税相当額は含まないこととする。
- (2) リース料には、設定料、出張料、送料などの導入及び設置に係る経費、部品料、機器の撤去費、リサイクルに係る経費、公租公課、動産総合保険料など必要な60月の経費を全て見込むこと。ただし、機器の保守点検は指定管理者が別途契約するため含めないこととする。

7 契約の締結

(1) リース料

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を契約金額とする。

(2) 契約締結

落札業者（以下「受注者」という。）は、鹿児島市（以下「発注者」という。）から落札

決定通知書を受けた日から5日以内に、発注者との契約書及び契約に必要な書類を提出すること。

(3) 契約保証金

受注者は、鹿児島市契約規則（以下「規則」という。）第25条の規定に基づく契約保証金を納めること。ただし、規則第26条各号のいずれかに該当した時は当該保証金を免除する。

(4) 動産総合保険への加入

規則第59条の規定に基づき、受注者は、契約締結後、自らの負担で、発注者が賃借する機器を対象とする動産総合保険を締結することとし、同契約締結後は直ちに発注者に当該保険証書を提出すること。

8 機器の導入・設置

- (1) 受注者は、落札決定後10日以内に「納入計画書」を作成し、発注者へ提出すること。
- (2) 円滑な機器の導入や設置後の良好な運用のため、入札参加希望の申請書を提出するまでに、メーカーと導入スケジュール等を確認しあうなど密に連携しておくこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であっても、機器等の正常動作に必要な部品や作業などがある場合は、受注者の責任において適宜付加すること。
- (4) 機器の据付・調整後は、速やかに施設職員への導入研修を実施すること。なお、導入研修については、受注者またはメーカーが実施して差し支えないものとする。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは行わないことができる。

9 競技規則等改定への対応

- (1) リース期間中に競技規則等の改定に伴いシステム変更が必要な場合は、発注者と受注者協議のうえ対応方法を決定する。追加対応に係る費用は原則として受注者負担とするが、疑義が生じた場合は協議により決定する。
- (2) 協議の結果、追加対応を行うことが当初の契約方式（競争入札等）に影響を及ぼし、地方自治法その他の法令上、変更契約の締結が不相当と認められる場合、又は協議が整わない場合には、発注者又は受注者は本契約を解除することができる。なお、この契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

10 リース料金の支払

- (1) リース料は、各月とも月の初日から末日までを1月分として計算し、その支払いは四半期ごとに行うものとする。支払時期は、4月から6月までの利用に係る分を7月に、7月から9月までの利用に係る分を10月に、10月から12月までの利用に係る分を1月に、1月から3月までの利用に係る分を4月に行うものとする。
- (2) 受注者は、各四半期終了後の翌月10日までに当該四半期に係るリース料（3か月分）を発注者に対し請求するものとする。
- (3) 発注者は、受注者の請求を正当と認め、これを受領した日から30日以内に当該請求に

係る金額を受注者に支払うものとする。

1.1 その他

- (1) 契約内容の遂行にあたっては、関係法令、条例等のほか、市の服務規律、情報セキュリティ及び環境保全に向けた取組を遵守すること。
- (2) この入札は、地方自治法第234条3の規定に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、市の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は、本契約を変更又は解除することができる。なお、この変更又は解除に伴い損害が生じたときは、市は損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、市と受注者との間で協議して定めるものとする。
- (3) リース機器は、リース期間終了後、その所有権を発注者に無償譲渡することとする。